

令和5年度 鹿嶋市会計年度任用職員 鹿嶋市立公民館館長募集要項

1 受験資格

- (1) 市立公民館のいずれかにおいて勤務が可能であること。
- (2) パソコン操作（文書作成，簡易な表計算及びデータ入力）など一般事務処理ができること。
- (3) 令和5年4月から1年間の勤務ができること。
- (4) 上記の受験資格に該当する方であっても，次のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ①禁固以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ②鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方
 - ③日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した方

2 採用予定人数 3人程度

3 選考方法 面接試験

4 受付期間 令和5年1月6日（金）から令和5年1月20日（金）
9時から17時まで。ただし，月曜日を除く。
※郵便などの場合は，令和5年1月20日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

5 試験日時 令和5年1月31日（火）
※時間は受験者に別途お知らせします。

6 試験会場 鹿嶋市立中央公民館（鹿嶋市まちづくり市民センター）
1階 会議室

7 勤務条件など

- (1) 報酬など
 - ・報酬月額134,000円～175,000円程度（経験年数などによる）
 - ・期末手当（年2回）
 - ・通勤距離が2km以上の場合，通勤距離に応じ日額95円～1,476円を別途支給※給与改定等により変更となる場合があります。
※合格発表後，報酬決定のため職歴証明書などを提出していただきます。
- (2) 任用期間
1年間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
※採用後，1箇月間は条件付採用期間となります。
- (3) 勤務時間など
 - ①勤務日：火曜日～日曜日のうち週4日 ※シフト制

- ②勤務時間：8時30分～17時15分 ※1週間当たり31時間程度
- (4) 業務内容
- ①公民館の目的及び事業を円滑に遂行するために必要な館務を統轄し、所属職員の指揮監督を行う。
- ※公民館の目的：社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条
※公民館の事業：社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条
- ②その他、施設の管理に関する事務など
- (5) 有給休暇
年10日
※上記の他、忌引きなどの特別休暇があります。
- (6) 保険など
健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用
※現在、被扶養者となっている方は、税控除、健康保険などの扶養の対象を外れることとなります。また、報酬から保険料のほか、所得税などが差し引かれます。
- (7) 配属
3月下旬頃配属先を通知します。

8 受験手続など

- (1) 請求方法
申込書は、鹿嶋市立中央公民館（鹿嶋市まちづくり市民センター）のホームページから所定の様式をダウンロードするか、鹿嶋市立中央公民館（鹿嶋市まちづくり市民センター）に直接請求してください。
- (2) 提出先
鹿嶋市立中央公民館（鹿嶋市まちづくり市民センター）
提出書類など
- ①受験申込書、身上申告書、PRシート（いずれも市所定の申込用紙を使用）
②受験料 不要
- (3) 提出方法
申込書に必要事項を記入し、最近3箇月以内に撮影した写真（縦4.5cm×横3.5cm、上半身、無帽、正面向きで、裏面に氏名を記入したもの）を2枚貼り、中央公民館に直接持参するか、または郵送してください。
※写真がない場合は、受け付けできません。

9 その他

- (1) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、受験申込書などに記載漏れや不実記載があった場合は、試験に合格しても合格を取り消す場合がありますので注意してください。
- (2) 申込書類は返却しません。

10 この試験についての問い合わせ先

鹿嶋市立中央公民館（鹿嶋市まちづくり市民センター）
住所：〒314-0031 鹿嶋市大字宮中4631番地1
電話：0299-83-1551